

(平成24年7月19日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山梨地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年9月までの期間及び平成6年12月から7年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月から61年9月まで  
② 平成6年12月から7年10月まで

申立期間①の国民年金保険料については、昭和62年にA社に入社した頃に、1年分ぐらいをB町役場か金融機関のどちらかの窓口でまとめて納付した。また、申立期間②の国民年金保険料については、平成6年11月末で会社を退職したとき、未納としたら将来年金が受給できなくなると思っていたので、金融機関の窓口で納付していた。申立期間①及び②の保険料について納付したことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和62年頃、3冊の年金手帳の番号を統合した際に、国民年金保険料を遡ってまとめて納付したと主張しているが、オンライン記録によれば、申立人の記録が整理され、手帳記号番号の統合及び氏名変更が行われたのは、平成12年2月17日であることが確認でき、申立人の主張に矛盾が認められる。

また、申立人が役場に相談した際に作成したとみられる平成12年1月付けメモに記載された保険料納付済み月数は、この時点において、保険料が実際に納付済みとされている期間の月数と一致しており、申立期間①の国民年金保険料は未納のままであったと推認できる。

さらに、申立人のB町の「国民年金被保険者名簿（保険料納付記録）」によれば、申立期間①の国民年金保険料は未納とされていることが確認できる上、当該名簿が訂正された形跡は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、会社を退職した直後に国民年金の加入手続を行い、保険料については、納付書に現金を添え金融機関の窓口で納付したと主張しているが、申立人の所持する年金手帳の国民年金の記録欄の記載及びオンライン記録によれば、当該期間は国民年金の未加入期間とされていることが確認でき、当該期間に係る国民年金保険料の納付書は作成されることはなく、申立人は当該期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

申立期間①及び②の保険料について、申立人は、国民年金の第2号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を適正に行っていない上、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 10 月 1 日から 16 年 9 月 25 日まで

A 社（現在は、B 社）に勤務していた期間について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が当時支給されていた給料（36 万円ぐらい）に比べて低い金額（16 万円）となっている。所得証明書で当時の給料が分かるので、給料と同じ金額の標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が報酬月額に比べて低額であるので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい旨申し立てしているところ、申立人が提出した市町村発行の所得証明書に記載された所得金額から、申立人には、オンライン記録の標準報酬月額（16 万円）を上回る報酬月額が事業主により支払われていたことが推認できる。

しかし、B 社は、「事業所の移転などもあり、申立人に係る賃金台帳等の資料は何も残っていない。」と回答しており、事業主に申立期間当時の社会保険関係の届出及び厚生年金保険料の控除について照会したが、回答が得られないため、申立人の報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

また、申立人の父親は、申立人が A 社に勤務していた当時の記憶として、「息子の給与明細を見せてもらったところ、自分の給与が 30 万円程度の時に息子は 36 万円支給されていたが、給与から引かれている厚生年金保険料は自分の半額程度しかなかった。」と証言している。

さらに、オンライン記録によると、A 社における申立人の標準報酬月額の記録内容について、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡は認められず、不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業

主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。